－今号の目次－

* 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）（令和4 年 10 月一部改訂） 」の一部修正について」が発出される（厚生労働省） 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）（令和4 年 10 月一部改訂） 」の一部修正について」が発出される（厚生労働省）**

本ニュースNo.22-55でお伝えした「マスク着用の考え方の見直し等について」（事務連絡／令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の発出を受けて、令和5年3月13日、標題通知が発出され、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（令和4年10月一部改訂）」の一部修正が行われました。

保育所における感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成 21 年8月公表、平成 24 年 11 月改訂、平成 30 年 3 月 2 回目改訂、令和4年10月3回目改訂）を活用し、各保育所において実施されていますが、今般、2月10日に発出された事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等について」の考え方を踏まえて、該当箇所の修正が行われております。

|  |
| --- |
| 【主な修正箇所】   * 31ページ：新型コロナウイルス感染症（ COVID 19 ）とは   ・個人の基本的な感染対策 に関する記載（5段落目）   * 32 ページ：マスクの着用について   ・子どものマスク着用に関する記載（1段落目）  ・保育士等のマスク着用に関する記載（2段落目）   * 32-33 ページ：保育所における対応の検討に当たっての留意点   ・「感染が大きく拡大している場合」 に関する記載（3段落目） |

　詳細は、別添資料「1」～「3」をご参照ください。